

小中学校の教育現場で働く、教職員の皆様へ

サポート通信 「つなぐ」

編集：福祉部・こども発達相談センター

創刊号

平成31年

1月吉日発行



◆創刊にあたり

岡崎市こども発達センターは、こども発達相談センター、こども発達医療センター、こども発達支援センターの3センターが集まった施設です。どのセンターも就学前の子どもを対象とした施設です。

ですから、こども発達相談センター内にある「教育担当」も、**年長児に相当する年齢の子どもを対象**にしています。子どもが「切れ目のない支援」を小学校でも継続して受けていくことを目標にしています。就学後も安心して、継続した支援を得ることができ、安定した学校生活を送れるよう「支援」の在り方を学校・保護者と一緒に考えていこうという立場です。

このサポート通信「つなぐ」は、上記の立場から、教育現場に対する有効な支援ツール・情報発信になることを願い、創刊に至りました。

◆「切れ目のない支援」

「切れ目のない支援」は、文部科学省・厚生労働省が、省をまたいで取り上げているキーワードです。

その「切れ目のない支援」を具体的にしたものが、「個別の支援計画（教育現場では、教育支援計画）」です。この計画は、機関をまたいで支援の継続を図っていこうという連携の潤滑油です。幼稚園、保育園等の就学前における関係機関が作成した「個別の支援計画」のことです。

ですから、小学校は、就学前に受けていた「支援」をどう引き継いでいくか、十分に検討する必要性があります。

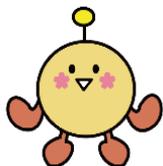
その引き継ぎのお手伝いが、こども発達相談センター・教育担当の役割になります。



◆「個別の指導計画」で合意形成

支援の連携・引き継ぎで、作成された「個別の教育支援計画」は、子どもの成長記録と共に、「子どもに関係機関がどのように関わっているか、関わってきたか」を知る個人情報の詰まった資料です。

この資料を基に、学校現場では、「個別の指導計画」を保護者と共に作り、評価をしていきます。これで教育効果の高くなる「家庭との連携」が成立するようになります。言い換えれば、子どもの成長に欠かせない、**子どもに対する教育の方向性で、学校・家庭が一致し、教育環境が整うこと**になります。



◆「個別の指導計画」の検討は、「学びの場」の検討

「個別の指導計画」を保護者と共に検討していくことは、学校における「学びの場」を検討することにつながっていきます。「個別の指導計画」は、対象の子どもに合致した計画です。その計画を実行に移す場合、学びの場はどこが適切であるかという課題になっていきます。この課題を検討する場が、「校内支援委員会」になります。

この「個別の指導計画」と「学びの場」という課題は、諸条件で大きく違ってきます。その諸条件についていくつかを上げます。まず、通常学級・特別支援学級の児童数、これは学校により大きく条件が違ってきます。また、それぞれの学級で抱える子どもの状況（支援の様子など）は、実際の指導に大きく影響をします。加えて、「校内支援チームの新規企画」と「校外の専門家への依頼」は、**安定的な支援には欠かせない条件**になります。

◆「保護者の希望」「教育の専門性」どちらを優先？

「個別の指導計画」導入当時、「個別の指導計画」に「保護者の希望」を取り込むことが、特別支援教育部では優先されました。それは、それまで足りなかった「保護者の目線」を教育現場に取り組むためのものでした。保護者・子どもの願いに寄り添いながら「個別の指導計画」を作成していこうとする立場の表明でした。「保護者の希望」の取り込みは、「教師の指向性」が優先されすぎて偏った教育内容にならないための安全弁としての機能でした。

平成31年の現在、教師側の現状は当時と大きく変わってきています。特別支援学級担任経験の多くある教員は大きく減少しています。「特別支援教育の専門性」を担保にしつつ、「保護者の希望」を取り込み「個別の指導計画」を作成する、発展途中にあるように思います。

状況変化の一例をあげます。保護者に「どのような教育を望まれますか」と聞き、それをそのまま「個別の指導計画」にしている例です。「国語・算数の勉強をさせてほしい」という願いを聞き取り、子どもの実態をあまり考慮せず「教科指導：座学」をしている状況のことです。子どもの実態を踏まえ、小学校の教育課程に基づき、特別支援学校小学部の教育課程を一部取り込む「特別な教育課程」の編成は各学校でどうなっているのか、重要な課題といえるのではないのでしょうか。

こども発達相談センター・教育担当は、就学前の子どもを対象に、小学校の教育現場における「切れ目のない支援」を支えるために、保護者と学校に対しいくつかの提案ができればと考えます。 23-7534